

大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年(2019年)12月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

- ・老人医療対策事業
- ・重度障がい者医療対策事業
- ・子ども医療対策事業
- ・ひとり親家庭医療対策事業
- ・未熟児養育医療対策事業
- ・後期高齢者医療対策事業
- ・国民年金事業
- ・国民健康保険運営事業
- ・レセプト点検事業
- ・保険料賦課事業
- ・保険料徴収事業
- ・運営協議会事業
- ・療養給付事業
- ・療養給付事業（退職）
- ・療養費支給事業
- ・療養費支給事業（退職）
- ・医療費審査支払事業
- ・高額療養費支給事業
- ・高額療養費支給事業（退職）
- ・一般被保険者高額介護合算療養費
- ・退職被保険者等高額介護合算療養費
- ・出産育児一時金支給事業
- ・葬祭費支給事業
- ・移送費給付事業
- ・移送費給付事業（退職）
- ・精神結核医療給付事業
- ・精神結核医療給付事業（退職）
- ・国民健康保険事業費納付金
- ・国民健康保険事業費納付金（退職）
- ・国民健康保険事業費納付金（後期高齢分）
- ・国民健康保険事業費納付金（退職後期高齢分）
- ・国民健康保険事業費納付金（介護納付金分）
- ・医療費通知事業
- ・人間ドック助成事業
- ・脳ドック助成事業
- ・肺がんドック助成事業
- ・疾病予防費
- ・特定健康診査等事業費
- ・国民健康保険事業財政調整基金積立金
- ・利子
- ・保険料還付金
- ・保険料還付金（退職）
- ・償還金
- ・予備費

- ・後期高齢者医療運営事業
- ・保険料賦課徴収事業
- ・後期高齢者医療広域連合納付金
- ・保険料還付金

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年11月6日から令和元年11月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

保険年金グループ所管の財務に関する事務は関係法令等に従い、適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。